

## 緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金の支給要件の見直し（概要）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：堀田力）に諮り、その意見を踏まえて、平成 22 年 9 月 13 日、厚生労働省にあっせんします。

### （行政相談の要旨）

**訓練・生活支援給付金（※）の支給要件を、何故、訓練最終月だけ最初の訓練日数 10 日間の 8 割以上の出席としなければならないのか納得できない。**

※ 訓練・生活支援給付金とは、雇用保険を受給できない方を対象に、職業訓練期間中の生活給付として支給する給付金（以下「支援給付金」という。）

### （相談に至った経緯）

- ・ 職安の受講あっせんにより、緊急人材育成支援事業による職業訓練を受講（平 21.10 月～12 月）
- ・ 職安からは、各月とも訓練日数の 8 割以上出席すれば、支援給付金が毎月 10 万円支給されるとの説明を受けた。10 月と 11 月は支給されたが、12 月は訓練日数 16 日の 8 割に当たる 13 日出席したが支給されなかった。
- ・ 職安からは、訓練最終月の 12 月は、最初の訓練日数 10 日間の 8 割以上出席しないと支給されず、この 10 日間に 3 日欠席したため支給されないとの回答を受けた。

### （現行支給要件等の問題点）

- 訓練最終月の全訓練日数の 8 割以上出席して訓練を修了しても、最初の訓練日数 10 日間の出席日数が 8 割を下回れば支援給付金は支給されない（訓練最終月の出席実績及び訓練修了の成果が考慮されない。）
- 最初の訓練日数 10 日間の 8 割以上出席すれば、以後の訓練をすべて欠席し訓練を修了しなくても、支援給付金は支給される（訓練最終月の出席の確保・訓練修了に向けたインセンティブが不十分である。）
- 前月の訓練の訓練日数が 8 割以上であっても、訓練最終月の最初の訓練日数 10 日間の出席日数が 8 割を下回れば支援給付金は支給されない（訓練最終月の前の月の出席状況が考慮されない。）
- 支援給付金は、週 1 回原則金曜日に振込。訓練受講者に支給されるのは、給付金支給申請書の提出後、おおむね 2～3 週間後（訓練期間中の生活保障の趣旨が十分に考慮されていない。）

### （あっせん要旨）

厚生労働省は、次の事項について検討する必要がある。

- ① 支援給付金の支給要件を、訓練への出席状況、訓練修了の成果を考慮したものに  
見直すこと。
- ② 新たな求職者支援制度においても、上記①と同様の点を踏まえた支給要件と  
すること。
- ③ 支援給付金の支給申請から支給までの期間を短縮すること。



## 緊急人材育成支援事業

- 平成 21 年度第一次補正予算（21 年 5 月）で、「緊急人材育成・就職支援基金」を創設。同基金により、緊急人材育成支援事業を実施
- 緊急人材育成支援事業  
雇用保険を受給できない者（注）を対象に職業訓練（「基金訓練」）の実施と訓練期間中の生活給付のための訓練・生活支援給付金の支給、訓練・生活支援資金の融資等を実施（平成 21 年 7 月から 23 年 3 月末までの緊急・暫定的措置）  
（注） i）非正規労働者として雇用され雇用保険未加入のため、離職後雇用保険の受給資格を有しない者、ii）離職後の雇用保険の受給期間が終了した長期失業者等
- 基金訓練  
専修・各種学校、教育訓練企業、NPO 法人、社会福祉法人、事業主などが、中央職業能力開発協会の訓練実施計画の認定を受けて実施  
（訓練内容）
  - 1 IT スキル等（文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション制作など）習得のための訓練（3 か月）
  - 2 医療、介護・福祉、IT、電気設備、農林水産業、その他地域で必要とされる人材に求められる基本能力から実践能力までを習得するための訓練（3 か月～1 年）

## 訓練・生活支援給付金

- 支給対象要件（すべての要件に該当する必要あり。）
  - ① ハローワークに求職登録しており、所長のあつせんを受けて、基金訓練又は公共職業訓練を受講する者
  - ② 雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当の受給ができない者
  - ③ 世帯の主たる生計者

※このほかに、収入、資産等に関する要件あり
- 給付金額等
  - ・ 被扶養者のいる者：月額 12 万円
  - ・ それ以外の者：月額 10 万円
  - ・ 受給資格認定件数：93, 817 件（平成 22 年 8 月 10 日現在）

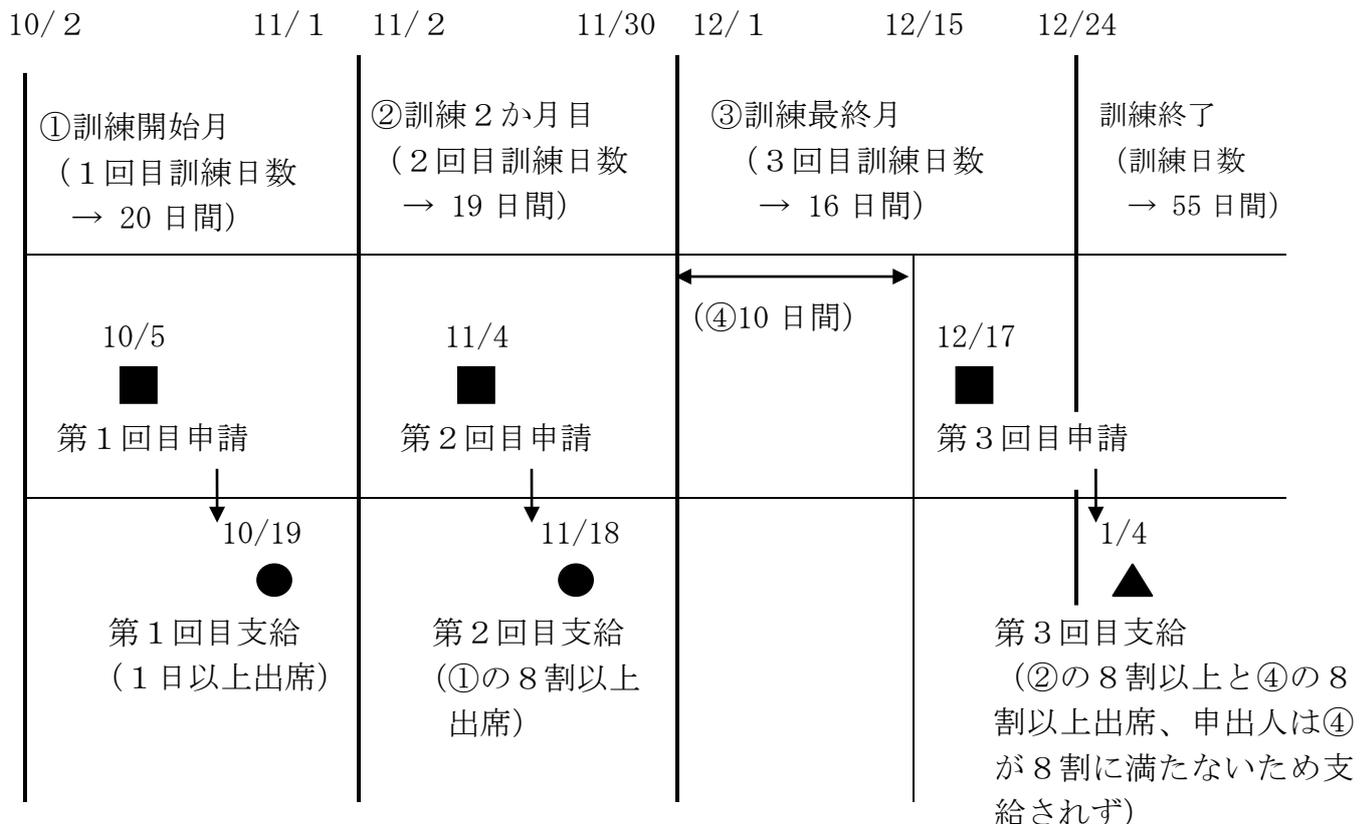
## 訓練・生活支援給付金の支給

### ○ 支給要件

- ・ 訓練開始月は、1日以上訓練に出席したことが確認できれば支給
- ・ 訓練開始の翌月以降は、1算定基礎月（\*）における訓練への出席日数が8割以上必要 → 8割に満たない場合、それ以後支給されない。
  - \* 訓練開始日を起算日として、翌月の応当日の前日までを1算定基礎月（10月2日訓練開始の場合、10月2日から11月1日まで）として算定
- ・ 訓練最終月は、前の算定基礎月の出席日数が8割以上で、かつ、最終月の最初の訓練日数10日間のうち8割以上の出席が必要
- ・ 算定基礎月の訓練日数が10日に満たない場合は支給されない。

## 申出のケースにおける申請と給付の流れ

《平 21. 10. 2 訓練開始～12. 24 訓練終了：訓練日数 55 日》



- (注) 1. 訓練・生活支援給付支給要領等を基に当局が作成した。
2. 訓練・生活支援給付金は、訓練受講者から訓練実施機関への給付金支給申請書の提出後、  
①ハローワークによる申請書等の確認、②中央能力開発協会の審査を経て支給される。  
訓練受講者に支給されるのは、受給申請からおおむね2～3週間後とされている。
3. 上記表は、受給申請からおおむね2週間後に支給されるものとして作成した。

# 新たな求職者支援制度の創設に向けた動き

## 1 明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）（抄）

### II 具体的な対策

#### 1. 雇用－緊急対応策を強化するとともに、雇用戦略を推進する。

〈成長戦略への布石〉

##### (1) 雇用・生活保障システムの確立

##### ○ トランポリン型の「第2のセーフティネット」の確立

非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討

## 2 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）（抄）

### (6) 雇用・人材戦略 ～「出番」と「居場所」のある国・日本～

(成長力を支える「トランポリン型社会」の構築)

北欧の「積極的労働市場政策」の視点を踏まえ、生活保障とともに、失業をリスクに終わらせることなく、新たな職業能力や技術を身につけるチャンスに変える社会を構築することが、成長力を支えることとなる。このため、「第二セーフティネット」の整備（求職者支援制度の創設等）や雇用保険制度の機能強化に取り込む。また、非正規労働者を含めた、社会全体に通ずる職業能力開発・評価制度を構築するため、現在の「ジョブ・カード制度」を「日本版NVQ（National Vocational Qualification）」へと発展させていく。